

気象警報等発令、および交通機関不通の場合の措置

1. 「特別警報・警報」が発令された場合の措置

- (1) 午前6時30分現在で、「但馬北部」または「但馬南部」の3市2町（「豊岡市」「養父市」「朝来市」「香美町」「新温泉町」）のどこかに**特別警報、暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風雪警報**（ただし、波浪警報、高潮警報は除く）が発令されている場合は臨時休校とする。
- (2) 午前6時30分以降、始業時までと同様の「警報」が発令された場合、その時点で臨時休校とする。
- (3) 始業時以降に同様の「警報」が発令された場合、交通機関の状況を考慮しながら速やかに臨時休校とする。

2. 「注意報」が発令された場合の注意

- (1) 「大雪注意報」、「暴風雪注意報」、「大雨注意報」等の注意報が発令された場合でも、地域によって交通機関が欠便や大幅に延着している場合、また道路状況等で危険が予想される場合には、無理のない範囲で登校する。
- (2) この場合の欠席は原則保護者から学校に連絡し、自宅学習とする。この場合、事情を確認の上公欠扱いとする。登校できない生徒は自宅学習とする。

3. 事故、災害、交通スト等により交通機関が不通となった場合の措置

- (1) 午前7時現在で、列車・バスが共にストップしている場合は、臨時休校とする。
- (2) いずれか一方が動いている場合は、無理のない範囲で登校する。この場合の登校可能な生徒の基準は次の通り。
 - ア. 徒歩通学の生徒
 - イ. 自転車通学の生徒(安全なコースで)
 - ウ. 動いている交通機関を利用している生徒(通常通学手段)
 - エ. 代替交通機関で登校可能な生徒(安全な方法で)
- (3) この場合の欠席は原則保護者から学校に連絡し、自宅学習とする。この場合、事情を確認の上公欠扱いとする。

- (注) ・警報・注意報の発令や交通ストが予想される場合は、テレビ・ラジオ・インターネット等の気象情報やニュースに注意する。
- ・判断が困難な場合は、学校又は担任に連絡する。
 - ・ただし、**校外実習**時の警報などについては、各科の指示に従う。